**都市計画マスタープランについて**

**資料　１**

**１．都市計画マスタープランとは**

|  |
| --- |
| 斑鳩町の都市計画に関する基本的な方針  （都市計画法第１８条の２） |
| 土地の利用方針のほか、道路、公園・緑地等の都市施設などの整備方針、農地や山林など自然環境の保全方針などを定めることにより、めざすべきまちの将来像やまちづくりの方向性を総合的に示すものです。  　今後の都市計画の見直しや将来の都市基盤整備をすすめる上で、指針としての役割を果たすものです。 |

**２．計画の位置付け**

市町村の基本構想

斑鳩町総合計画基本構想

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

奈良県都市計画区域マスタープラン

（都市計画法第６条の２）

斑鳩町都市計画マスタープラン

（都市計画法第１８条の２）

個別マスタープラン

斑鳩町歴史的風致維持向上計画

斑鳩町景観計画　　など

個別・具体の都市計画の決定

都市計画事業の決定

**３．現都市計画マスタープラン**

　策定時期：平成２３年３月

　計画期間：平成２３年～平成３２年

　都市の将来像：ともに生き、ともに育むまち

　歴史と文化がくらしの中に息づく“新斑鳩の里”

　都市づくりの目標：①豊かな歴史と文化を守り生かした魅力あるまち

　　　　　　　　　　②斑鳩らしい景観とゆとりある住環境を備えたまち

　　　　　　　　　　③自然と共に生きる環境にやさしいまち

**４．現都市計画マスタープランの構成**

序　章　　　都市計画マスタープランの策定にあたって

計画期間

位置付け

役割

第１章　　　斑鳩町の現状と都市づくりの課題

現状

都市づくりの課題

住民意識調査結果

第２章　　　都市づくりの目標

将来像　⇒　都市づくりの目標

都市構造

将来人口の想定

第３章　　　都市づくりの方針（全体構想）

道路・交通体系整備の方針

土地利用の方針

市街地

都市施設整備の方針

山林

景観形成の方針

工業地

住宅地

農地

商業・業務地

都市防災の方針

第４章　　　地域別の都市づくりの方針（地域別構想）

西部

東部

北部

第５章　　　計画の実現にむけて

推進方策

協働のまちづくり

重点的な施策